

答 申 第 3 号

令和4年1月11日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市情報審査会

会長 千々和 博志

帯広市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年9月21日付け帯環境第127号で諮問のあった下記の件について、次とおり答申します。

記

令和3年2月19日付け 帯環境第99号公文書非開示決定処分に係る審査請求

答 申

第1 審査会の結論

帯広市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った、令和3年2月8日受付の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する、同年2月19日付け帯環境第99号で行った公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和3年2月8日、審査請求人は、実施機関に令和3年2月5日付け公文書開示請求書を提出し、次の公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 請求事項

（2011年度から2020年度までの）公害苦情処理票 ※「〇〇〇」に関するもの一切

- 2 令和3年2月19日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象である公文書が存在しないため、帯広市情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、本件処分を行い、審査請求人に公文書非開示決定通知書を交付した。
- 3 令和3年4月7日、審査請求人は、実施機関に令和3年4月6日付け審査請求書を提出した。

ア 審査請求の趣旨

令和3年2月8日付けで請求した公文書の開示について、令和3年2月19日付けで実施機関がした公文書非開示決定を取り消す。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

他の自治体等に本件と同趣旨の公文書開示請求をしたところ、北海道運輸局長と鹿追町長が開示決定をしていることから、公文書開示請求制度の根底にある国民民主権の理念や、国民の行政情報を知る権利、公平の理念に照らし、北海道運輸局や鹿追町などとも平仄を合わせ、帯広市に対する公文書開示請求もあらためて認められて然るべきである。

第4 実施機関の主張

令和3年6月10日付け弁明書、同年11月4日の事実の陳述における、実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象文書の特定

本件請求は、都市環境部環境室環境課（以下「環境課」という。）が保有する「2011年度から2020年度までの公害苦情処理票のうち、〇〇〇に関するもの一切」を対象とするものである。

保有する文書を確認したところ、「2011年度から2020年度までの公害苦情処理票」を保有していたものである。

2 対象文書の概要

「公害苦情処理票」とは、市民から騒音や悪臭など、いわゆる公害に関する苦情が寄せられた場合にその対応記録として作成しているものであり、受付日や受付方法、公害の種類や発生源、申立の内容、苦情処理の内容等を記載している。

本件開示請求を受けて保有する文書を確認したところ、「2017年度から2020年度までの公害苦情処理票」及び「2011年度から2016年度までの苦情等の概要を記録した一覧表」（以下「保有文書」という。）をそれぞれ保有していたものである。

3 本件処分の理由

本件請求内容は「〇〇〇に関するもの一切」とされていたことから、保有文書に〇〇〇及び〇〇〇の企業グループに係る記載があるかに関し紙媒体を目視により確認したが、これらが記載された文書はなく、本件請求に係る公文書は不存在であることから、非開示決定処分を行ったものである。

なお、審査請求書が届いた後、審査請求者から聞き取った内容を参考に、再度、紙媒体の確認を行ったが、本件請求内容が記載された文書は存在しなかったものである。

第5 審査会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書

審査請求人が実施機関に対して開示を求めている文書は、2011年度から2020年度までの公害苦情処理票のうち、〇〇〇及び〇〇〇の企業グループに関するもの（以下「本件対象文書」という。）である。

2 本件対象文書の存否

本件は、実施機関が公文書不存在を理由として非開示決定処分を行ったものであることから、（１）実施機関の調査対象文書が適切であったのか、（２）実施機関の調査方法が適切であったのかについて、本件処分の妥当性を判断する。

（１）調査対象文書について

実施機関は、本件調査対象文書を「2017年度から2020年度までの公害苦情処理票」及び「2011年度から2016年度までの苦情等の概要を記録した一覧表」と特定している。「2017年度から2020年度までの公害苦情処理票」は、審査請求人が開示を求めている文書と一致しており、「2011年度から2016年度までの苦情等の概要を記録した一覧表」は、審査会において閲覧し検討したところ、公害苦情処理票の内容を一覧にまとめたものであり、審査請求人が開示を求めている情報を含み得るものであり、調査対象文書として妥当であると認められる。

（２）調査方法について

実施機関の主張によれば、上記（１）で特定した文書は、いずれも紙媒体で管理しており、これらを目視で確認したと主張している。この点、審査会において実施機関から提示された調査対象文書を調査し、実施機関から実際の確認手法などを聴取したところ、その説明に不合理な点は見当たらなかった。

よって、実施機関の調査方法は妥当であると認められる。

（３）本件対象文書の存否について

この点の当審査会の判断も、答申第1号と同様である。

3 結論

以上に検討したところによれば、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、また、審査請求人から本件対象文書の保有に関する具体的な主張立証はなく、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も認められないことから、本件対象文書が不存在であるとして非開示とした本件処分は妥当である。

第6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和3年9月21日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和3年9月24日	・ 審査請求人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会（審査請求人からの回答なし）
令和3年10月28日	・ 実施機関に対し、審査請求に係る公文書の提示及び事実の陳述について通知
令和3年11月1日	・ 実施機関から事実の陳述に係る報告を受理
令和3年11月4日	・ 実施機関の事実の陳述 ・ 審議
令和4年1月11日	・ 答申

第8 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
阿部 勝利	
野原 香織	会長職務代理者
千々和 博志	会 長
三井 麻美	
村瀬 勝広	